

国指定北硫黄島鳥獣保護区
北硫黄島特別保護地区

指定計画書
(修正案)

平成 年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

北硫黄島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都小笠原村北硫黄島の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

北硫黄島鳥獣保護区は、東京都の南方約1,170km、小笠原諸島父島の南方約180kmに位置する北硫黄島の全域である。

北硫黄島は、南北3.3km、東西2.1km、周囲8.0kmの楕円形の海洋島で、切り立った海食崖と礫浜に囲まれた火山島である。同島の最高地点は標高792mで、山肌は深い浸食谷に刻まれ、急な斜面には岩肌が露出しており、起伏に富んだ地形となっている。

同島の植生については、火山性の地質、亜熱帯性海洋気候であることを反映して、海岸域から山腹まで草本又は常緑広葉樹の低木が優占している。

また、同島は過去の入植の歴史が短く、現在は無人島である。

このような自然環境を反映して、同島では環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のアカオネッタイチョウ、アカアシカツオドリ、クロウミツバメを始め、カツオドリ、シラオネッタイチョウ、マミジロアジサシ、クロアジサシ等の海鳥類の集団繁殖が確認されている。また、絶滅危惧ⅠA類のアカガシラカラスバト、絶滅危惧ⅠB類のオガサワラカワラヒワ、絶滅危惧Ⅱ類のブッポウソウ等希少な森林性の鳥類の生息が確認されている。哺乳類では、絶滅危惧ⅠA類のオガサワラオオコウモリの生息が確認されている。

このように、当該鳥獣保護区は海鳥類の集団繁殖地として重要であるとともに、希少鳥獣の生息地でもあることから、その全域を、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類及び生息する希少鳥獣並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。
- 2) 海鳥等の生息・繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 557 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野	557 h a
農耕地	— h a
水 面	— h a
その他	— h a

イ 所有者別内訳

国有地	472 h a		
国有林	<table><tbody><tr><td>林野庁所管</td><td>472 h a</td></tr></tbody></table>	林野庁所管	472 h a
林野庁所管	472 h a		
私有地等	85 h a		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（小笠原国立公園）	549 h a
特別保護地区	237 h a
第2種特別地域	312 h a

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、東京から南方約1,170km、小笠原諸島父島から南方約180kmに位置する北硫黄島であり、北硫黄島・硫黄島・南硫黄島の3島からなる火山列島の北端の島である。

イ 地形、地質等

北硫黄島は、第四紀に海底火山の活動によって形成されたもので、他の小笠原諸島と同様に、島が成立して以来、一度も大陸と陸続きとなつたことのない海洋島である。

同島は海岸線の出入りはほとんどなく、切り立った海食崖とその全面に発達する幅100m未満の礫浜に囲まれたほぼ橢円形の火山島である。

同島北側は玄武岩質溶岩と火山碎屑物の互層からなる成層火山であり、南部の最高峰標高792mの榊ヶ峰と北部の無名峰（標高538m）とを連ねる主稜線が南北に続いている。深い浸食谷により起伏に富む地形であり、岩肌が多く露出する急傾斜となっている。島の南西端は海拔200mから海岸まで大崩壊の崖地となっており、東側および北西側の海岸の一部は古い崖錐地形となっている。

ウ 植物相の概要

火山列島である北硫黄島の植物相は小笠原群島と類似し、小笠原群島との共通固有種45種、火山列島固有種5種を含む貴重な植物相を有している。

同島の植生は82%が自然植生であり、チギ・オオバシロテツ群集が島の半分を占めている。海岸植生から稜線部の樹林地までシダ植物50種、裸子植物1種、被子植物116種による垂直分布が記録されている。

エ 動物相の概要

平成12年及び平成13年の調査において確認されている鳥類は23種であり、海岸域ではアカオネッタイチョウやカツオドリ、アジサシ類等が多くみられ、森林部ではアカガシラカラスバト、オガサワラカラヒワ等が確認されている。この中には、小笠原諸島及び火山列島の固有亜種も多い。

哺乳類はオガサワラオオコウモリと移入種であるクマネズミの生息が確認されているのみである。

他分類群については正式な記録が少ないが、爬虫類はオガサワラトカゲと思われるトカゲ類、昆虫類では天然記念物であるシマアカネ、陸産貝類では3種の記録がある。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり（鳥獣保護区に同じ）。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

被害の報告はない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

有害鳥獣捕獲の実績はない。

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。
- 6 施設整備に関する事項
- | | |
|------------|----|
| ①鳥獣保護区用制札 | 1本 |
| ②特別保護地区用制札 | 1本 |